

3月定例会

全議案原案のとおり決定

3月定例会は、3月1日から23日までの23日にわたって開かれました。
定例会初日は、市長から平成28年度1年間の基本方針や政策についての姿勢を示す施政方針演説が行われました。

市長提出議案は、「監査委員の選任」の人事案件、総合計画で掲げる将来都市像の実現に向けた「平成28年度三条市一般会計予算」460億9200万円、6つの特別会計の平成28年度予算252億3240万円、「平成28年度三条市水道事業会計予算」31億9047万9000円のほか、「三条市行政不服審査会条例の制定」などの条例案件、「辺地総合整備計画の策定」や「すまいるランドなどの指定管理者の指定」、国の地方創生加速化交付金を活用した事業費などを盛り込んだ「平成27年度三条市一般会計補正予算」約15億7200万円など44件が上程されました。

監査委員の選任は、初日に採決の結果同意され、2日目に追加提出された「調停の申立て等」と「平成27年度三条市一般会計補正予算」は、質疑の後直ちに採決を行い、原案のとおり可決されました。その他の議案は、各常任委員会での審査を経て、最終日の採決の結果、全て原案のとおり可決または承認されました。

このほか次の三条市議会議員一般選挙からの議員定数の削減に伴い、三条市議会委員会条例の一部を改正する議員発案が原案のとおり可決されました。

| 議案 | 区分 | 番号 | 件名 | 概要 | 会派名 (下段は所属議員数) | | | | | | 議決結果 |
|---------|----|----|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|-------|----------|-------|--------|------|
| | | | | | 自由クラブ | 新しい風 | 自民クラブ | 日本共産党議員団 | 新政クラブ | 公明党議員団 | |
| 議第21号 | | | 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | 三条市特別職報酬等審議会の答申の内容を考慮し、議会議員の議員報酬および期末手当について、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日等 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第22号 | | | 三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について | 三条市特別職報酬等審議会の答申の内容を考慮し、市長、副市長および教育長の給与について、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日等 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第23号 | | | 三条市職員の給与に関する条例の一部改正について | 平成27年8月6日の人事院勧告および同年10月13日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、一般職の職員の給与について、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日等 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第24号 | | | 三条市国民健康保険税条例の一部改正について | 国民健康保険事業の安定運営を図るため、国民健康保険税額を算定する率等を改定することから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第25号 | | | 三条市手数料条例の一部改正について | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定基準の改正および建築物の消費エネルギー性能の向上に関する法律の施行に伴い、必要な手数料を定めるもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第26号 | | | 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正および建築基準法施行令の一部改正に伴い、これらに準じて必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第27号 | | | 三条市子ども医療費助成条例の一部改正について | 安心して子どもを育てることができる環境づくりと子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の助成対象期間を拡大することから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年10月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第28号 | | | 三条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について | 介護保険法の一部改正に伴い、小規模な通所介護が地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置付けられたことから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第29号 | | | 三条市営住宅条例の一部改正について | 地域における障がい者の自立生活を支援することを目的として、指定障害福祉サービス事業者が行う共同生活援助の事業に公営住宅を使用できるようにするため、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第30号 | | | 三条市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について | 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家および空き地の対策について、法との整合を図るため、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第31号 | | | 三条市都市公園条例の一部改正について | 新たな都市公園を設置するため、必要な改正を行うもの 施行期日:公布の日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第32号 | | | 三条市建築審査会条例の一部改正について | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、建築基準法の一部改正が行われ、建築審査会の委員の任期が条例で定める事項とされたことから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第33号 | | | 三条市体育館条例の一部改正について | 三条市総合体育館は、老朽化しており、隣接する三条市体育文化センターと併せて解体することから、その廃止について必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年7月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第34号 | | | 三条市火災予防条例の一部改正について | 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第35号 | | | 三条市長久の家条例の廃止について | 三条市長久の家は、障がい者の生活訓練施設として設置されたが、老朽化していること、また、生活援助を行う民間の施設が新たに設置されることから、廃止するもの 施行期日:平成28年6月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第36号 | | | 三条市体育文化センター条例の廃止について | 三条市体育文化センターは、大規模地震時の震動および衝撃により倒壊し、または崩壊する危険性が高いと判断されたことから、廃止するもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第37号 | | | すまいるランド及びあそぼっての指定管理者の指定について | すまいるランドおよびあそぼっての指定管理者として、特定非営利活動法人三条おやこ劇場を指定するもの 指定の期間:平成28年4月1日から平成33年3月31日まで | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第38号 | | | 三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者の指定について | 三条市保内地区交流拠点施設の指定管理者として、保内緑の里管理組合を指定するもの 指定の期間:平成28年4月29日から平成33年3月31日まで | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第39号 | | | 三条市長久の家の指定管理者の指定の期間の変更について | 三条市長久の家の指定管理者の指定の期間を変更するもの 変更前 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで 変更後 平成23年4月1日から平成28年5月31日まで | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第40号 | | | 市道路線の認定について | 認定路線 2路線 実延長 300.0m | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第41号 | | | 調停の申立て等について | 三条市立嵐南小学校・三条市立第一中学校のプールに係る基本設計および実施設計業務委託契約並びに工事監理業務委託契約における債務不履行による損害額を確定させるとともに、損害賠償を請求するよう求めるため、調停の申立てを行うもの。なお、本調停において目的を達することができない場合は、裁判所に訴訟を提起することができるもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 議第42号 | | | 平成27年度三条市一般会計補正予算 | 嵐南小学校・第一中学校のプールの不具合への対応として、設計業者に対して損害賠償を請求する調停の申立て等に係る弁護士への業務委託や、次年度のプール授業を実施するために、市が一時的に替えて行う改修工事に要する経費などの追加 補正額 3,131万3,000円 補正後の額 485億471万7,000円 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 報第1号 | | | 専決処分報告について(三条市税条例の一部を改正する条例の一部改正について) | 国から個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの 専決処分日:平成27年12月28日 施行期日:平成27年12月28日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 |
| 報第2号 | | | 専決処分報告について(平成27年度三条市一般会計補正予算) | 今冬の降雪に伴い除排雪経費の不足が見込まれるため、除雪委託料を追加 補正額 3億5,000万円 補正後の額 469億3,276万1,000円 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 承認 |
| 議員発案第1号 | | | 三条市議会委員会条例の一部改正について | 本市議会議員の定数を26人から22人にすることに伴い、必要な改正を行うもの 施行期日:平成30年5月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |

| 会派 | 所属議員 |
|----------|-----------------------------------------------|
| 自由クラブ | 阿部銀次郎 久住 久俊 佐藤 和雄 下村 喜作 熊倉 均 武石 栄二 森山 昭 野崎 久雄 |
| 新しい風 | 名古屋 豊 杉井 旬 岡田 竜一 酒井 健 河原井拓也 |
| 自民クラブ | 西川 重則 横山 一雄 佐藤 宗司 山田 富義 |
| 日本共産党議員団 | 小林 誠 武藤 元美 坂井 良永 |
| 新政クラブ | 高坂登志郎 長橋 一弘 伊藤 得三 |
| 公明党議員団 | 野崎 正志 笹川 信子 |

※○:会派の代表者

| 議案賛否一覧表 | | | | | 会派名 (下段は所属議員数) | | | | | | 議決結果 |
|---------------|-------|----|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------|-------|----------|-------|--------|------|
| 議案 | 区分 | 番号 | 件名 | 概要 | 自由クラブ | 新しい風 | 自民クラブ | 日本共産党議員団 | 新政クラブ | 公明党議員団 | |
| (市長提出) | | | | | | | | | | | |
| 予算 | 議第1号 | | 平成28年度三条市一般会計予算 | 460億9,200万円(対前年度比1.3%増) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第2号 | | 平成28年度三条市国民健康保険事業特別会計予算 | 110億5,940万円(対前年度比1.3%増) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第3号 | | 平成28年度三条市後期高齢者医療特別会計予算 | 8億9,670万円(対前年度比2.0%減) | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第4号 | | 平成28年度三条市介護保険事業特別会計予算 | 97億7,200万円(対前年度比7.0%増) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第5号 | | 平成28年度三条市農業集落排水事業特別会計予算 | 7億3,010万円(対前年度比2.1%増) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第6号 | | 平成28年度三条市勤労者福祉共済事業特別会計予算 | 1,500万円(対前年度比7.1%増) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第7号 | | 平成28年度三条市公共下水道事業特別会計予算 | 27億5,920万円(対前年度比11.3%減) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第8号 | | 平成28年度三条市水道事業会計予算 | 収益的支出 20億4,778万1,000円(対前年度比3.5%減) 資本的支出 11億4,269万8,000円(対前年度比11.5%増) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第9号 | | 平成27年度三条市一般会計補正予算 | 地方創生加速化交付金を活用する事業や臨時福祉給付金の給付、大崎中学校区小中一体校の建設事業などの経費の追加 補正額 15億4,064万3,000円 補正後の額 484億7,340万4,000円 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第10号 | | 平成27年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算 | 平成27年度内に事業が完了しない公共下水道建設事業および特定環境保全公共下水道建設事業について繰越明許費を設定するもの 2件 3億3,000万円 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| 人事 | 議第11号 | | 監査委員の選任について | 監査委員大久保秀男さんは、平成28年3月2日任期満了することとなるので、その後任委員として大久保秀男さんを選任するもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 同意 |
| その他 | 議第12号 | | 辺地総合整備計画の策定について | 平成25年度に策定した中浦辺地と笠堀辺地に係る辺地総合整備計画について、平成27年度で計画期間が終了することに伴い、新たな計画を策定するもの 計画期間:平成28年度から平成30年度まで | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第13号 | | 辺地総合整備計画の変更について | 平成26年度に策定した早水辺地に係る辺地総合整備計画について、公共施設等の整備計画に新たな事業を加えるため、必要な変更を行うもの | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第14号 | | 三条市行政不服審査会条例の制定について | 行政不服審査法に規定する事項を処理する機関として、三条市行政不服審査会を設置するため、本条例を制定するもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第15号 | | 三条市職員の退職管理に関する条例の制定について | 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第16号 | | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日に施行されることに伴い、本市における行政不服審査制度に係る条例の整備を一括して行うため、本条例を制定するもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第17号 | | 三条市行政組織条例の一部改正について | 市民部を極の維持に向けた多様なコミュニティの形成などを所管する部とするとともに、経済部を働く場の創出等に向けてより焦点を絞った産業振興に関する部を所管する部とすることから、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第18号 | | 三条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について | 地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況に係る公表事項の追加、職員の職務をその複雑、困難および責任の度に基づき分類するための標準的な職務を定める規定の整備等を行うため、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第19号 | | 三条市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について | 燕三条地場産業振興センターが一般財団法人から公益財団法人に移行すること等に伴い、必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |
| | 議第20号 | | 三条市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について | 地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、これに準じて必要な改正を行うもの 施行期日:平成28年4月1日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 原案可決 |

3ページへ続く